

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業

建設工事請負契約書

(案)

令和7年4月24日

岩手沿岸南部広域環境組合

目 次

第1章 総則	1
第1条 (定義)	1
第2条 (準拠法及び解釈)	1
第3条 (あっせん又は調停)	1
第4条 (仲裁)	1
第5条 (通知等)	1
第6条 (通貨)	1
第7条 (計量単位)	2
第8条 (期間の計算)	2
第9条 (共同企業体)	2
第10条 (契約の保証)	2
第11条 (解釈等)	3
第2章 契約期間及び業務範囲等	3
第12条 (契約期間)	3
第13条 (契約期間の変更方法)	3
第14条 (設計業務の範囲)	3
第15条 (建設業務の範囲等)	4
第16条 (受注者の業務の実施方法)	4
第17条 (一括下請負の禁止)	4
第18条 (下請負人の健康保険等加入義務等)	4
第19条 (履行報告)	5
第20条 (発注者の行う事項)	5
第21条 (支給材料及び貸与品)	5
第3章 請負代金等	6
第22条 (請負代金の支払い)	6
第23条 (部分引渡しに係る請負代金の支払い)	6
第24条 (請負代金の変更方法等)	7
第25条 (前払金)	7
第26条 (保証契約の変更)	8
第27条 (前払金の使用等)	8
第28条 (部分払)	9

第29条	(債務負担行為又は継続費に係る契約の特則)	9
第30条	(債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払の特則)	10
第31条	(債務負担行為又は継続費に係る契約の部分払の特則)	10
第32条	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更)	11
第4章	特許権等、著作権及び秘密保持	12
第33条	(特許権等の使用)	12
第34条	(特許権等)	12
第35条	(著作権の利用等)	12
第36条	(著作権の譲渡禁止)	13
第37条	(著作権の侵害防止)	13
第38条	(秘密保持義務及び個人情報の取扱い)	13
第5章	作業の実施	14
第1節	設計業務	14
第39条	(設計業務の実施)	14
第40条	(契約設計及び実施設計の手順)	14
第41条	(要求水準書の変更)	15
第2節	建設業務	15
第42条	(事前調査)	15
第43条	(承諾申請図書の提出)	16
第44条	(建設業務の実施)	16
第45条	(監督員)	16
第46条	(現場代理人及び主任技術者等)	17
第47条	(工事関係者に関する措置請求)	17
第48条	(施工管理)	18
第49条	(工事場所)	18
第50条	(建設機械及び機器)	18
第51条	(現場管理)	18
第52条	(臨機の措置)	18
第6章	試運転及び完成	19
第53条	(試運転)	19
第54条	(運転指導)	19
第55条	(予備性能試験及び引渡性能試験)	19

第56条	(引渡し)	20
第57条	(部分使用)	20
第7章	遅延、保証及び契約不適合責任	21
第58条	(履行遅滞の場合における損害金等)	21
第59条	(建設業務の目的物の設計の契約不適合)	21
第60条	(建設業務の目的物の契約不適合)	22
第61条	(契約不適合責任期間等)	22
第62条	(本施設の契約不適合検査等)	23
第63条	(受注者の性能保証責任)	23
第64条	(損害の範囲)	24
第8章	損害賠償及び危険の負担	24
第65条	(受注者の責任)	24
第66条	(一般的損害)	24
第67条	(第三者に及ぼした損害)	24
第68条	(保険)	24
第9章	契約条件の変更及び解除等	25
第69条	(法令変更)	25
第70条	(不可抗力)	25
第71条	(地域住民対応)	26
第72条	(受注者に起因する条件変更)	27
第73条	(発注者に起因する条件変更)	27
第74条	(工事の中止)	28
第75条	(発注者の催告によらない解除)	28
第76条	(契約が解除された場合等の違約金)	29
第77条	(受注者の解除)	30
第78条	(発注者の任意解除)	30
第79条	(解除に伴う措置)	30
第10章	補則	32
第80条	(本請負契約に基づく権利の譲渡禁止)	32
第81条	(監督又は検査の委託)	32
第82条	(遅延利息)	32
第83条	(管轄裁判所)	32

第84条	(本請負契約に定めのない事項)	32
別紙1	特許権等	33
別紙2	設計・建設業務の日程.....	34
別紙3	保険の詳細	35

1 名 称 岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業

2 工事場所 岩手県釜石市大字平田第3地割81番地3

3 契約期間 始期 本請負契約締結日
終期 令和12年3月31日

4 契約金額 金●円(請負代金)
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●円)

5 契約保証金額 金●円

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業(以下「本事業」という。)について、岩手沿岸南部広域環境組合(以下「発注者」という。)と●(以下「受注者」という。)は、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によってこの建設工事請負契約(以下「本請負契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本請負契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、地方自治法(昭和22年法律第67号)292条により準用される第96条第1項第5号並びに岩手沿岸南部広域環境組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年5月29日条例第24号)第2条により、次の特約条項を付し仮契約を締結し、岩手沿岸南部広域環境組合議会の議決後通知をもって本契約に読み替える。

(特約条項条文)

本請負契約は、本請負契約が岩手沿岸南部広域環境組合議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じない。

(仮契約日) 令和●年●月●日

発注者

岩手県釜石市大字平田第3地割81番地3

岩手沿岸南部広域環境組合

代表者 管理者 釜石市長 小野 共

受注者

●
代表 ●
住所 ●
代表者氏名 ●

第1章 総則

(定義)

第1条 本請負契約における用語の定義は、特に本請負契約で定義されている用語を除き、発注者、受注者、●及び●が締結した令和8年●月●日付岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業 基本契約書別紙1の定義集のとおりとする。

(準拠法及び解釈)

第2条 本請負契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 本請負契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本請負契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。
- 3 本請負契約の変更は書面で行う。

(あっせん又は調停)

第3条 本請負契約の各条項において発注者及び受注者で協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に、発注者が定めたものに受注者に不服がある場合その他本請負契約に関して発注者及び受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）による岩手県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が設計・建設業務を実施するために使用している下請負人、労働者等の設計・建設業務の実施又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第47条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第4条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(通知等)

第5条 本請負契約に定める催告、請求、通知、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、本請負契約に特に定める場合を除き、書面により行う。

(通貨)

第6条 本請負契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(計量単位)

第7条 本請負契約の履行に関して発注者及び受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書に特に定める場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(期間の計算)

第8条 本請負契約における期間の定めは、本請負契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(共同企業体)

第9条 受注者が共同体を結成している場合において、発注者は、本請負契約に基づく全ての行為を共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本請負契約に基づく全ての行為は、当該共同体の全ての事業者に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本請負契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

2 受注者が共同体である場合、受注者を構成する各企業は、本請負契約上の債務につき連帯して責任を負い、本請負契約上の損害については、連帯してこれを賠償する。

(契約の保証)

第10条 受注者は、本請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本請負契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) 本請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本請負契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者は、第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第77条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

(解釈等)

第 11 条 発注者及び受注者は、本請負契約と共に、基本契約、入札説明書等、要求水準書及び事業提案書に定める事項が適用されることを確認する。

2 本請負契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書と事業提案書との間に齟齬がある場合、本請負契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書、事業提案書の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書に優先する。なお念のため、受注者は、基本契約第 9 条と本請負契約の規定との間には、齟齬がないことを確認する。

3 発注者及び受託者は、本請負契約の締結に際し、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 3 の 3 に定める事項を別途書面で記載し、署名又は記名押印をして相互に交付したことを確認する。

第 2 章 契約期間及び業務範囲等

(契約期間)

第 12 条 本請負契約の契約期間は、本請負契約締結時から建設工事完了日までとし、作業の日程は別紙 2 に示すとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、その性質上当然に契約期間以後も効力を有すべき規定については、本請負契約の契約期間終了後も有効とする。

(契約期間の変更方法)

第 13 条 契約期間の変更については、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の規定による協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、発注者が、契約期間の変更事由が生じた日（本請負契約の規定により、発注者又は受注者が契約期間変更の請求を受けた場合には、当該請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(設計業務の範囲)

第 14 条 受注者が実施すべき設計業務の範囲は以下のとおりとする。詳細については、要求水準書の記載に従う。

- (1) 建設業務の目的物の設計
- (2) 発注者が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- (3) 発注者の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）申請支援

- (4) 設計業務に係る許認可申請
- (5) その他前各号の業務を実施する上で必要な業務

(建設業務の範囲等)

第 15 条 受注者が実施すべき建設業務の範囲は以下のとおりとする。詳細については、要求水準書の記載に従う。

- (1) 本施設の基幹的設備改良工事
- (2) 補助金申請支援(3) 完了実績報告、事業報告の支援
- (4) 基幹的設備改良工事に係る許認可申請等
- (5) 受注者が実施する業務に関連する近隣対応
- (6) その他前各号の業務を実施する上で必要な業務

(受注者の業務の実施方法)

第 16 条 受注者は、要求水準書に記載のない場合でも、要求性能を充足し、本施設を適正に稼働させる為に必要なものは、受注者の費用と責任において設計又は施工しなければならない。

- 2 受注者は、自らの費用及び責任により、その業務の実施に必要な人員を確保し、資材を調達し、その他関連するサービスを提供する。
- 3 受注者が設計・建設業務の実施に使用する材料及び機器は、要求水準書及び設計図書に定める基準を充足するものでなければならず、またその使用にあたり、要求水準書及び設計図書に定めるところにより、受注者の費用で検査又は試験を行わなければならない。
- 4 受注者は、事業提案書に記載された提案内容を実施し、発注者は、かかる提案に記載された内容が実施されていないと認めるときは、受注者に事業提案書に記載された内容を実施するよう求めることができる。

(一括下請負の禁止)

第 17 条 受注者は、設計・建設業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の設計若しくは工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、設計・建設業務の一部を第三者（以下「下請負人」という。）に委託し、又は請け負わせることができる。その場合、受注者は、あらかじめその下請負人の名称、下請負代金額、下請負の内容その他必要な事項について発注者の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定による設計・建設業務の委託又は下請けは、全て受注者の責任において行うものとし、下請負人の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第 18 条 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合又はその他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合
 - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合又はその他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(履行報告)

第 19 条 受注者は、別途定めるところにより、本請負契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(発注者の行う事項)

第 20 条 発注者は、次の各号に掲げる事項を、責任をもって行う。

- (1) 近隣同意の取得、近隣対応 (受注者が実施すべきものを除く。)
- (2) 本施設の補助金申請手続
- (3) 設計・建設業務のモニタリング
- (4) その他前各号の業務を実施する上で必要な業務

(支給材料及び貸与品)

第 21 条 発注者は、要求水準書及び設計図書に規定あるときは、受注者に工事材料を支給し、又は建設機械器具を貸与する。発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書及び設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員（第 45 条第 1 項の監督員をいう。以下同じ。）は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書及び設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し本請負契約の内容に適合しないこと（第 2 項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書及び設計図書に定めるところにより、設計・建設業務の完了、実施設計図書（第 40 条第 6 項の実施設計図書をいう。以下同じ。）の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書及び設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

第 3 章 請負代金等

(請負代金の支払い)

- 第 22 条 受注者は、第 56 条第 2 項（同条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第 56 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下本項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分引渡しに係る請負代金の支払い)

第 23 条 発注者が要求水準書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 56 条中「建設業務」とあるのは「指定部分に係る建設業務」と、「本施設」とあるのは「本施設のうち指定部分」と、同条第 5 項及び前条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の場合において、受注者が支払いを請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、以下の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が同項の規定により準用される第前条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

$$= \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(請負代金の変更方法等)

第 24 条 請負代金の変更については、第 32 条に基づく変更を除き、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項ただし書の規定による協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、請負代金の変更事由が生じた日から 7 日以内に発注者が協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 本請負契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者及び受注者で協議して定める。

(前払金)

第 25 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して請負代金の 10 分の 4 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第 1 項の規定により前払金の支払を受けた後、第 28 条の規定による部分払を請求する以前において、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、第 2 項及び前項の規定を準用する。ただし、本項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、第 28 条の規定による部分払を請求することはできない。なお、発注者が特別な事情があると認めるとときは、この限りでない。

- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の 10 分の 4 (第 4 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10 分の 6) から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第 27 条までにおいて同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金の 10 分の 5 (第 4 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6) を超えるときは、請負代金が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第 23 条又は第 28 条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中から超過額を控除することができる。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第 7 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とし、以下「財務大臣の定める率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第 26 条 受注者は、前条第 6 項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、第 1 項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない契約期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第 27 条 受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払い

に充当してはならない。

(部分払)

第 28 条 受注者は、建設業務の完了前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（設計図書に定めるところにより監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあって部分払の対象とすることを発注者があらかじめ指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払を請求できる回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ、当該各号に掲げる回数を限度とする。

- (1) 請負代金額 1,000 万円未満
1 回
- (2) 請負代金額 1,000 万円以上 1 億円未満
2 回
- (3) 請負代金額 1 億円以上

発注者と受注者とが協議して定める回数。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第 1 項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≤第 1 項の請負代金相当額×（9／10－前払金額／請負代金額）

- 8 第 5 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(債務負担行為又は継続費に係る契約の特則)

第29条 本請負契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度 円

年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払の特則)

第30条 債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払については、第25条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第25条及び第26条中「請負代金」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第28条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、本請負契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が入札説明書等に定められているときには、同項の規定により準用される第25条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が入札説明書等に定められているときには、同項の規定により準用される第25条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（　円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第25条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第26条第4項の規定を準用する。

(債務負担行為又は継続費に係る契約の部分払の特則)

第31条 債務負担行為又は継続費に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第28条第7項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10$$

$$= (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額})$$

$$- \{\text{請負代金相当額}$$

$$- (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})\}$$

$$\times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和8年度	●回
令和9年度	●回
令和10年度	●回
令和11年度	●回

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更)

第32条 発注者又は受注者は、契約期間内で本請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金の変更の請求をすることができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、第1項の規定による請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「本請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金変更の基準とした日」とする。

5 特別な要因により契約期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、設計・建工事費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金の変更額については、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、

発注者に通知することができる。

第4章 特許権等、著作権及び秘密保持

(特許権等の使用)

第33条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書及び設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等)

第34条 受注者は、発注者が設計・建設業務を実施し、本施設を稼働させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権及び使用権（発注者から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得する。当該特許権等の詳細は、別紙1のとおりとする。ただし、発注者が当該実施権等の使用を指定し、かつ受注者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかつたときは、発注者、受注者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

2 受注者は、請負代金は、前項の規定による特許権等の実施権又は使用権の取得の対価、第3項の規定による実施権又は使用権の付与、並びに次条第5項の規定による成果物及び本施設の発注者による使用に対する対価を含むものであることを確認する。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を乙に請求しない。

3 第1項の規定により受注者が取得した実施権又は使用権のうち、本請負契約終了後において、発注者が本施設を稼動させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）するために必要なものについては、受注者は、当該実施権又は使用権を発注者に付与し、又は当該特許権等の権利者をして発注者に付与せしめる。

(著作権の利用等)

第35条 発注者が本請負契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

2 受注者は、成果物又は本施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

3 受注者は、発注者が本事業に係る著作物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにならなければならず、自ら又は著作権者（発注者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者等の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら

公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること

- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること
 - (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること
 - (4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること
 - (5) 本施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと
- 4 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (1) 成果物及び本施設の内容を公表すること
 - (2) 本施設に受注者の実名又は変名を表示すること
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること
- 5 発注者は、成果物及び本施設について、成果物及び本施設が著作物に該当するか否かに関わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本請負契約の終了後も存続する。

(著作権の譲渡禁止)

第 36 条 受注者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び本施設に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第 37 条 受注者は、成果物及び本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

- 2 受注者は、成果物又は本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持義務及び個人情報の取扱い)

第 38 条 発注者及び受注者は、本請負契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本請負契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本請負契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。
- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 発注者及び受注者が、本請負契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者及び受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザリー業務受託者及び受注者の下請企業に開示する場合
 - (5) 発注者が本施設の運営及び維持管理に関する業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
 - (6) 発注者が、発注者の構成市町に開示する場合
 - (7) 発注者が、岩手沿岸南部広域環境組合の議会に開示する場合
- 4 受注者は、本請負契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岩手沿岸南部広域環境組合個人情報の保護に関する条例（令和5年3月10日条例第2号）及び関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

第5章 作業の実施

第1節 設計業務

（設計業務の実施）

第39条 受注者は、本施設の契約設計及び実施設計を行い、当該設計の契約不適合について全ての責任を負う。

（契約設計及び実施設計の手順）

第40条 受注者は、本請負契約が岩手沿岸南部広域環境組合議会において議決された後直ちに、事業提案書に基づき契約設計を開始する。

- 2 受注者は、契約設計の完了後、要求水準書に定めるところに従い契約設計図書（要求水準書設計・建設業務編第1章第13節1に定める契約設計図書をいう。以下同じ。）を発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 受注者は、事業提案書を変更することはできない。
- 4 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号について発注者の費用負担において、第2号及び第3号については受注者の費用負担において、事業提案書を変更することができる。
 - (1) 発注者の指示により変更する場合

- (2) 事業提案書に本施設の性能と機能を満足することができない箇所がある場合
(3) 変更後の内容が変更前の内容と、本施設の性能及び機能並びに運営上の内容において、同等以上であり、かつ発注者の指示又は承諾を得た場合
- 5 受注者は、発注者の承諾を受けた契約設計図書に基づき、実施設計を開始する。
- 6 受注者は、実施設計の完了後、要求水準書に定めるところに従い実施設計図書（要求水準書設計・建設業務編第1章第13節2に定める実施設計図書をいう。以下同じ。）を発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。
- 7 第2項及び第6項の発注者の承諾は、原則として契約設計図書又は実施設計図書の受領後14日以内に行う。
- 8 発注者は、承諾した契約設計図書及び実施設計図書について、建設業務の工程に変更を及ぼさない限りで、その変更又は追加を申し出ることができる。
- 9 受注者は、第2項及び第6項の規定による発注者の承諾が、受注者の責任を何ら軽減又は免除させるものでないことを確認する。
- 10 受注者は、実施設計図書について、要求水準書に適合しない箇所を発見した場合は、受注者の負担において実施設計図書を修正する。
- 11 発注者は、提出された契約設計図書及び実施設計図書について、それが要求水準書に規定される本施設の要件を満たさないこと、要求水準書及び事業提案書に反していること、一般廃棄物処理施設の設計及び建設工事の適正な実務慣行に従っていないこと等を理由として、修正を求めることができる。かかる修正の内容は、理由を付して受注者に通知する。
- 12 発注者に提出した契約設計図書及び実施設計図書について発注者より修正の通知があった場合、受注者は自らの費用と責任において契約設計図書又は実施設計図書を改訂して再提出するか、又はかかる契約設計図書又は実施設計図書の修正通知について意見を述べることができる。受注者が意見を述べたときは、発注者の修正の内容について発注者及び受注者が協議して、その取扱いを定める。

(要求水準書の変更)

第41条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更内容を受注者に通知して、契約設計図書又は実施設計図書の変更を指示することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、契約期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第2節 建設業務

(事前調査)

- 第42条 受注者は、自らの責任及び費用において、建設業務の施工のために必要な測量、地質調査等（以下「各種調査等」という。）を行う。受注者は、各種調査等を行う場合には、発注者に事前に通知し、また各種調査等の結果を報告しなければならない。
- 2 受注者が前項の規定により実施した各種調査等の不備、誤謬等又は受注者が各種調査等を行わなかつたことから生ずる一切の責任及び費用は、受注者が負担する。
- 3 工事実施区域に建設業務の実施に支障をきたす障害物が発見され、当該障害物の存在が本請

負契約締結時には要求水準書及び入札説明書等から予見できるものである場合には、受注者は、当該障害物の除去等を自らの費用と責任において行い、予見できなかつたものである場合には、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、前項の規定による通知を行った後、当該通知に係る障害物を適切な方法により除去して建設業務を続行するための追加費用の見積り及びそれにより生じることが予想される工事工程の遅れの見込みを、発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定による通知を受領した後、速やかに、建設業務の続行、障害物除去の方法及び追加費用の見積りについての検討を行わなければならない。ただし、発注者は、建設業務の続行が不可能と判断したときは、本請負契約を解除することができる。

(承諾申請図書の提出)

第 43 条 受注者は、建設業務の開始までに、施工承諾申請図書（要求水準書設計・建設業務編 第 1 章第 13 節 3 に定める施工承諾申請図書をいう。）を発注者に提出し承諾を受けなければならない。

(建設業務の実施)

第 44 条 受注者は、前条に基づく発注者の承諾後速やかに、本請負契約及び設計図書に定めるところに従い、建設業務を開始する。

- 2 発注者は、第 20 条第 1 号に掲げる業務の完了が遅延し、受注者による建設業務の開始に支障が生じる見込みが生じたときは、直ちに受注者にその旨通知し、建設業務の実施日程について受注者と協議する。

(監督員)

第 45 条 発注者は、建設業務の施工を監督させるため、監督員を置くことができる。

- 2 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 3 監督員は、本請負契約に定めるもの及び本請負契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののか、次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく建設業務の実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、建設業務の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 4 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本請負契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときには当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 5 第 3 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならぬ。
- 6 発注者が監督員を置いたときは、本請負契約の規定による催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、本請負契約又は要求水準書に定めるものを除き、監督員を経由して

行う。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

7 発注者が監督員を置かないときは、本請負契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 46 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号) 第 26 条第 3 項本文に規定する工事の場合には専任の主任技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(同法第 26 条第 3 項本文に規定する工事の場合には専任の監理技術者をいう。以下同じ。)
 - (3) 監理技術者補佐(建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに規定する者をいう。以下同じ。)
 - (4) 専門技術者(建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、本請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金の変更、契約期間の変更、請負代金の請求及び受領、次条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知、同条第 4 項の請求、同条第 5 項の通知の受理並びに本請負契約の解除に係る権限を除き、本請負契約に基づく受注者の一切の権限行使することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せざる自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第 47 条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者を兼任する現場代理人にあっては、これらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)、その他受注者が建設業務を実施するために使用している下請負人、労働者等が建設業務の実施又は管理につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。
- 3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、当該請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、当該請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(施工管理)

第 48 条 受注者は、要求水準書に定める工事日報・月報を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、理由の如何を問わず、建設業務の遅延が明らかになったとき、又は遅延のおそれが明らかになったときは、その旨を速やかに発注者に報告しなければならない。この場合、発注者及び受注者は、別紙 2 に記載の建設業務日程に従った本施設の整備の日程を達成するような方策について協議する。

(工事場所)

第 49 条 建設業務は、工事実施区域内で行わなければならない。ただし、要求水準書に別段の定めのある業務及び業務の性質上工事実施区域内で実施することが不適当なものについては、この限りではない。

(建設機械及び機器)

第 50 条 受注者が建設業務のために現場に搬入した建設機械及び機器は、建設業務のためのみに使用し、緊急の事由が生じた場合を除き、他のいかなる目的にも使用してはならない。

2 受注者は、建設工事完了日までに、建設機械及び機器、工事用仮設物、その他の建設資材を工事実施区域から撤収する。

(現場管理)

第 51 条 受注者は、要求水準書設計・建設業務編第 1 章第 8 節 1.2 に従い、現場管理を実施しなければならない。

(臨機の措置)

第 52 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他建設業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置が不可抗力又は発注者の責に帰すべき事由に基づくことを受注者が明らかにした場合は、受注者が加入する保険により補填されるものを除き、当該措置に要した費用で受注者が請負代金の範囲内において負担することが適当でないと認められるものは発注者が負担し、その他のものは受注者が負担する。ただし、不可抗力によって、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に発生した損害については、第 70 条の規定に従う。

第6章 試運転及び完成

(試運転)

第53条 受注者は、建設業務に係る機器の据付工事及び静調整完了後、速やかにその旨を発注者に通知し、要求水準書設計・建設業務編第1章第10節に定めるところ及び発注者と受注者とで協議の上あらかじめ作成した試運転実施要領書に従い、発注者の承諾を得てから試運転を実施する。

- 2 試運転実施要領書による試運転に係る業務は、受注者が自らの責任及び費用で実施する。また受注者は、運営事業者と協力して試運転に係る業務を実施しなければならない。
- 3 受注者は、試運転に係る業務を実施する期間（以下「試運転期間」という。）中、発注者が指定する内容を含む運転記録を作成し、発注者に毎日提出しなければならない。また、受注者は、試運転期間終了後に、運転報告書を発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、試運転において支障が生じた場合には、発注者の指示に従う。
- 5 受注者は、試運転の結果を踏まえ、本施設の調整又は点検が必要であると認めた場合には、発注者の立会いの下、当該調整又は点検を行う。
- 6 受注者は、試運転の結果を踏まえ本施設の補修が必要であると認めた場合には、受注者の費用と責任において、補修を行わなければならない。
- 7 受注者は、前項の補修を行うにあたっては、あらかじめその原因及び補修内容を発注者に報告し、補修実施要領書を作成して発注者の承諾を得なければならない。

(運転指導)

第54条 受注者は、運営事業者の従業員に対し、本施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取扱い（点検業務を含む。）について、あらかじめ発注者の承諾を得た教育指導計画書等に基づき、その費用と責任において、教育及び指導（以下「運転指導」という。）を行わなければならない。なお、運転指導により得た売電収入は、発注者に帰属する。

- 2 運転指導は、試運転期間中に行うものとする。
- 3 受注者は、試運転期間以外の期間において運転指導が必要と認められる場合又は試運転期間以外の期間における運転指導がより効果的であると認められる場合は、発注者、受注者及び運営事業者の協議により、試運転期間以外の期間において運転指導を行うことができる。

(予備性能試験及び引渡性能試験)

第55条 受注者は、本施設が要求性能を満たして適正に稼動するか否かを検査するために、要求水準書及び性能試験要領書に基づき、その費用と責任において引渡性能試験を行う。

- 2 受注者は、あらかじめ発注者と協議の上、要求水準書に定めるところに従い、本施設に係る性能試験要領書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、引渡性能試験における性能保証事項（要求水準書設計・建設業務編第1章第11節1.1(2)に定める性能保証事項をいう。）の計測及び分析は、法的資格を有する第三者機関又はそれに準ずる機関が行わなければならない。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、発注者の承諾を得て適切な機関に依頼することができる。

- 4 受注者は、引渡性能試験の結果、本施設が要求性能のいずれかを満たさないと認められる場合は、自らの費用及び責任において、必要な補修、改良、追加工事等を行い、あらためて引渡性能試験を実施して、本施設が要求性能を満たすことを確認しなければならない。
- 5 受注者は、引渡性能試験に先立ち、その費用と責任において、予備性能試験要領書に基づく予備性能試験を実施しなければならない。
- 6 受注者は、予備性能試験の結果を記載した予備性能試験成績書（本施設の処理実績及び運転データを収録したものという。）を作成し、引渡性能試験実施前に発注者に提出しなければならない。
- 7 受注者は、予備性能試験の結果、本施設が要求性能のいずれかを満たさないと認められる場合は、自らの費用及び責任において、必要な補修、改良、追加工事等を行い、あらためて予備性能試験を実施して、本施設が要求性能を満たすことを確認しなければならない。

(引渡し)

- 第 56 条 前条の規定にかかわらず、受注者は、建設業務が完了し、次の各号に掲げる事項の全てが満たされたときは、直ちに発注者に通知しなければならない。
- (1) 第 55 条の引渡性能試験が完了し、本施設が要求性能の全てを満たすことが確認されたこと
 - (2) 受注者による運転指導により、運営事業者の運転員が本施設を運転可能となっていること
 - (3) 受注者が、完成図書（要求水準書設計・建設業務編第 1 章第 13 節 4 に定める完成図書をいう。以下同じ。）を提出したこと
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、建設業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者が正当な理由なく立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに検査を行うことができる。
 - 3 発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 4 発注者は、第 2 項の規定による検査によって建設業務の完了を確認した後、受注者が建設業務の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。
 - 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、引渡しを、請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
 - 6 受注者は、第 2 項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補等の必要な措置を講じた上で発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置を講じたことを建設業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(部分使用)

- 第 57 条 発注者は、第 56 条の規定による引渡し前においても、建設業務の目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなけ

ればならない。

- 3 発注者は、第1項の規定により、建設業務の目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第7章 遅延、保証及び契約不適合責任

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第58条 受注者の責めに帰すべき事由により、建設工事完了日が建設工事完了予定日より遅延する場合は、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負代金（ただし、出来高部分又は部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金を請負代金から控除した額）につき、遅延日数に応じ、財務大臣の定める率の割合で計算した額とする。
- 3 前項までに規定する損害金の徴収は、請負代金から控除する方法により行うものとする。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、受注者が設計・建設業務の日程に定める工期内（各炉休炉、共通休炉）に対応する建設業務が完了しなかった場合、当該工期を超えた部分にかかる経費（工事用電力、工事用用水、ごみ処理等）は受注者の負担とする。また、かかる工程からの逸脱により、発注者におけるごみの外部委託について発生する増加費用は、受注者の負担とする。

(建設業務の目的物の設計の契約不適合)

- 第59条 発注者は、建設業務の目的物の設計が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることに起因した建設業務の目的物の契約不適合があるときは、受注者に対し、当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することはできない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 本施設の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受

ける見込みがないことが明らかであるとき。

(建設業務の目的物の契約不適合)

第60条 発注者は、建設業務の目的物に契約不適合があるときは、受注者に対し、当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することはできない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本施設の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第61条 発注者は、建設業務の目的物に関し、第56条第4項又は第5項（第23条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、建設業務の目的物の契約不適合責任期間について、要求水準書で異なる定めがある場合には、要求水準書に従う。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査をして直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年経過する日までに前項に規定する方法により請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等したものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間について適用しない。
- 8 発注者は、建設業務の目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
- 9 本請負契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 建設業務の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(本施設の契約不適合検査等)

第62条 発注者は、本施設の性能等に疑義が生じたときは、受注者に対し、発注者の指定する時期に、本施設の契約不適合検査（以下、「契約不適合検査」という。）を行うよう求めることができる。

- 2 受注者は、要求水準書に定めるところに従い試験要領書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、契約不適合検査を実施するにあたり、発注者と協議しなければならない。また、契約不適合検査の完了後、その結果を発注者に速やかに報告しなければならない。
- 4 契約不適合検査における契約不適合の有無の判断は試験要領書に従い行う。
- 5 契約不適合検査に係る費用は、受注者の負担とする。
- 6 受注者は、その費用と責任において、契約不適合検査により発見された契約不適合を改善、補修しなければならない。その場合、補修要領書を作成して発注者の承諾を得なければならない。

(受注者の性能保証責任)

第63条 第59条及び第60条の規定にかかわらず、本事業の期間中に本施設が要求性能を備えなくなった場合には、受注者は直ちにこれを修補し、必要な作業を行うとともに、発注者に生じた損害及び追加費用を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は次に掲げる事由に起因する要求性能を備えなくなったことに起因する損害又は追加費用については責任を負わない。
 - (1) 不可抗力
 - (2) 建設業務の範囲外の設備、機器の影響
 - (3) その他発注者の責に帰すべき事由

(損害の範囲)

第 64 条 第 59 条、第 60 条及び前条の規定により生じる受注者の責任には、修補に係る費用の全額の補償のほか、当該契約不適合又は要求性能の欠如と相当因果関係を有する発注者の損害の賠償が含まれるものとする。

第 8 章 損害賠償及び危険の負担

(受注者の責任)

第 65 条 受注者は、本請負契約締結日から建設工事完了日まで、工事実施区域に存する資材、建造物、その他一切の搬入物の保存及び保管について責任を負い、かつ、その作業の結果について責任を負う。

(一般的損害)

第 66 条 建設工事完了日前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本請負契約の履行に関して生じた損害（次条第 1 項ただし書き若しくは第 2 項又は第 70 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 68 条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 67 条 建設業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（次条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、建設業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本請負契約の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前 2 項の場合その他本請負契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者で協力してその処理解決に当たるものとする。

(保険)

第 68 条 受注者は、建設業務の実施に関連する損失や損害に備えて、別紙 3 に定められた種類及び内容の保険を、自らの責任及び費用において付保し、保険契約締結後速やかに当該保険証券又は保険証書の写しを発注者に提出しなければならない。ただし、受注者は、本条に基づく保険契約を締結するにあたり、事前に保険契約の内容及び保険証券又は保険証書の内容について発注者の確認を得なければならない。

第9章 契約条件の変更及び解除等

(法令変更)

第69条 受注者は、本請負契約締結日以降、法令等が変更されたことにより本請負契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を発注者に通知しなければならない。かかる法令等の変更により、工事内容の変更が必要となったときには、発注者及び受注者は、契約期間の変更につき協議する。

2 受注者は、本請負契約締結日以降、法令等が変更されたことにより、設計・建設業務の実施に関して合理的な追加費用が発生した場合、発注者に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を通知し、追加費用の負担方法等について発注者と協議することができる。かかる協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合、発注者及び受注者は、以下の負担割合に応じて当該追加費用を負担する。

法令変更	発注者負担割合	受注者負担割合
本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の整備又は運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更及び受注者の合理的努力によっても吸収できない資本的支出を伴う法令等の変更の場合	100%	0%
上記の法令等以外の法令等の変更の場合	0%	100%
3 発注者が支払う請負代金に係る消費税又は地方消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、発注者が負担する。		
4 発注者は、法令等の変更により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、本請負契約を解除することができる。		

(不可抗力)

第70条 不可抗力により、建設業務の完了前に、工事目的物、仮設物若しくは工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたとき又は建設工事完了予定日までに工事を完了することができないときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、契約期間の変更について受注者と協議を行うとともに、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第68条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、当該損害の回復に要する費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害の回復に要する費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって、発注者による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認する

ことができるものに係る損害の額に限る。) 及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 第 4 項の規定は、数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担について準用する。この場合において、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」と読み替える。

7 発注者は、不可抗力により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要したこととなった場合、本請負契約を解除することができる。

(地域住民対応)

第 71 条 受注者は、自らが必要と認める範囲内で、自らの責任及び費用において、地域住民に対し、工事実施計画（建設業務の実施時期、建設業務の実施方法等の計画をいう。）等の説明を行わなければならない。受注者はその内容につき、あらかじめ発注者に対して説明を行う。発注者は、必要と認める場合には、受注者が行う説明に協力する。

2 受注者は、自らの責任及び費用において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、水質汚濁、振動、地盤沈下、大気汚染、水質汚染、電波障害その他建設業務の実施が地域住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的な範囲内で近隣対策を実施する。受注者は、発注者に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。

3 受注者は、あらかじめ発注者の承諾を受けない限り、近隣対策の不調を理由として工事実施計画を変更することはできない。発注者は、受注者が更なる調整を行っても地域住民の了解を得られないことを明らかにした場合に限り、工事実施計画の変更を承諾する。

4 近隣対策の結果、建設業務の開始が遅延することが合理的に見込まれる場合には、発注者及

び受注者は協議の上、速やかに、部分引渡し予定日及び建設工事完了予定日を合理的な期間だけ延期することができる。

- 5 受注者は、近隣対策の結果、受注者に発生した増加費用及び損害を負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、本施設を設置すること自体に関する近隣対策に起因して、発注者及び受注者に本事業の実施に関して発生した増加費用及び損害については、発注者が負担する。また、第3項及び前項の規定にかかわらず、本施設を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は発注者がその費用を負担して自ら行うものとし、これらに起因して建設業務の開始が遅延することが合理的に見込まれる場合には、発注者及び受注者は協議の上、速やかに、部分引渡し予定日及び建設工事完了予定日を合理的な期間だけ延期する。

(受注者に起因する条件変更)

第 72 条 発注者又は監督員は、建設業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに受注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと
- 2 受注者又は現場代理人は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、発注者又は監督員の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。
- 3 受注者は、発注者の意見を聴いて、前項の規定による調査の結果を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、前項の調査の結果により、発注者との協議の上、第1項各号に掲げる事が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者との協議の上、設計図書の変更等を受注者の責任及び費用において行う。ただし、建設工事完了予定日の変更を行うことはできない。
- 5 前項の規定により設計図書の変更等が行われた場合において、発注者に費用負担及び損害が発生した場合、発注者は、当該費用負担及び損害につき、合理的な範囲において、受注者に請求することができ、受注者は、請求を受けた場合には速やかに支払う。

(発注者に起因する条件変更)

第 73 条 受注者は、建設業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者又は監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - (2) 要求水準書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 要求水準書の表示が明確でないこと
 - (4) 工事実施区域の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、要求水準書及び入札説明書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事実施区域が一致しないこと
 - (5) 要求水準書及び入札説明書等で明示されていない、施工条件等について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見し

たときは、受注者又は現場代理人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の規定による調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において、第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書の訂正又は変更を行わなければならぬ。
 - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し要求水準書を訂正する必要があるものの発注者が行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し要求水準書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し要求水準書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により要求水準書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 74 条 工事用地等の確保ができない等のため又は不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が建設業務を実施できないと認められるときは、発注者は、中止内容を直ちに受注者に通知して、本請負契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。この場合において、発注者は、契約期間又は請負代金を変更することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、中止内容を受注者に通知して、本請負契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により本請負契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者が建設業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他本請負契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の催告によらない解除)

第 75 条 発注者は、受注者（第 11 号の場合は落札者の代表企業又は構成員）が次の各号のいずれかに該当するときは、本請負契約を解除することができる。

- (1) 第 81 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 本請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

- (3) 引き渡された建設業務の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - (4) 受注者が本請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が次条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (8) 受注者が第 78 条によらないで契約の解除を申し出たとき
 - (9) 建設業法の規定による許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき
 - (10) 第 25 条第 7 項の期間内に前払金又は中間前払金を返還しないとき
 - (11) 基本協定第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当したとき（ただし、第 1 号又は第 2 号について本事業に関して該当した場合に限る。）
- 2 発注者は、運営業務委託契約が解除された場合、本請負契約を解除することができる。

（発注者の催告による解除）

第 76 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、設計・建設業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 建設工事完了予定日までに建設工事が完了しないとき又は建設工事完了予定日後相当の期間内に建設工事が完了する見込みが明らかないと認められるとき
- (3) 第 46 条に規定する主任技術者又は監理技術者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第 59 条第 1 項又は第 60 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、本請負契約に違反したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 77 条 受注者は、第 1 号又は第 2 号に該当する場合においては請負代金の 10 分の 1 に相当する額を、第 3 号に該当する場合においては請負代金の 10 分の 2 に相当する額を、違約金として、発注者の指定する期間内に、発注者に支払わなければならない。ただし、発注者が基本協定第 6 条第 1 項の規定により違約金の支払いを請求するときは、本項による違約金を重ねて請求することはできない。

- (1) 第 74 条乃至第 76 条の規定により建設業務の目的物の完成前に本請負契約が解除された場合（ただし、第 3 号に該当する場合のうち、基本協定第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合を除く。）

- (2) 建設業務の目的物の完成前に、受注者が本請負契約に基づく債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の本請負契約に基づく債務について履行不能となった場合
 - (3) 受注者が第 75 条第 1 項第 11 号に該当する場合のうち、基本協定第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合
- 2 次の各号に掲げる者が本請負契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項本文の場合において、第 10 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供があるときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当する。
- 4 第 75 条及び前条の規定により本請負契約が解除された場合において、発注者に発生した損害が第 1 項の規定による違約金の金額を超過しているときは、発注者は、受注者に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる。

（受注者の解除）

- 第 78 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本請負契約を解除することができる。
- (1) 第 41 条の規定により要求水準書を変更したため請負代金が 3 分の 2 以上減少したとき
 - (2) 第 74 条第 2 項の規定による本請負契約の履行の中止期間が 6 月を超えたとき。ただし、中止が本請負契約の履行の一部のみの場合においては、その一部を除いた他の部分の本請負契約の履行が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
- 2 受注者は、前項の規定により本請負契約の解除をした場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（発注者の任意解除）

- 第 79 条 発注者は、建設業務が完了するまでの間は、第 75 条のほか、必要があるときは、本請負契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により本請負契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（解除に伴う措置）

- 第 80 条 発注者は、本請負契約が本施設の完成前に解除された場合には、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金（以下「出来形相当額」という。）を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して

検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第25条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第28条の規定による部分払が行われているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額。以下同じ。）を、第77条第1項第3号の規定により受注者が違約金を支払わなければならない場合にあっては当該違約金の額を、それぞれ出来形相当額からを控除する。この場合において、受注者が受領済みの前払金又は中間前払金の額が出来形相当額を上回るときは、受注者は、(i)本請負契約の解除が第75条又は第76条の規定によるときは、当該受領済みの前払金又は中間前払金の額から当該出来形相当額を差し引いた額（以下「余剰額」という。）に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣の定める率の割合で計算した額の利息を付した額を、(ii)本請負契約の解除が第78条又は第79条の規定によるときはその余剰額を、発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、本請負契約が、本施設の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、本請負契約が、本施設の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、本請負契約が、本施設の完成前に解除された場合において、工事実施区域に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事実施区域を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならぬ。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事実施区域の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事実施区域を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第75条又は第76条の規定によるときは発注者が定め、第78条又は第79条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定める。第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
- 9 本施設の完成後に本請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第 10 章 補則

(本請負契約に基づく権利の譲渡禁止)

第 81 条 受注者は、本請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し又は担保権の設定をすることはできない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 16 条第 3 項の規定による検査に合格したもの、第 28 条第 3 項の規定による部分払のための確認を受けたもの又は工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(監督又は検査の委託)

第 82 条 発注者は、必要があると認めるときは、発注者の職員以外の者に委託して、本請負契約の規定による監督又は検査をさせることができる。

2 前項の場合において、発注者は、委託事項及び委託を受けた者の氏名を、書面をもって受注者に通知しなければならない。

(遅延利息)

第 83 条 発注者は、受注者が本請負契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、遅延損害金を請求することができる。

2 前項の遅延損害金は、発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで遅延日数に応じ、財務大臣の定める率の割合で計算した額の利息（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を付した金額とする。

(管轄裁判所)

第 84 条 仲裁により解決できない紛争に関し、発注者及び受注者は、盛岡地方裁判所の第一審に関する専属管轄に服することに同意する。

(本請負契約に定めのない事項)

第 85 条 本請負契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び受注者が別途協議して定める。

別紙1 特許権等

特許等の使用

別紙2 設計・建設業務の日程

設計・建設業務の日程（予定）

別紙3 保険の詳細

保険の詳細